

喜多方市看護職就学・就労支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、看護人材の育成及び地元定着化の促進を図るため、喜多方市看護職就学・就労支援事業に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金 前条の目的を達するために、市が支給する給付金をいう。
- (2) 医療機関等 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業、同条第25項に規定する施設サービス事業、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業若しくは同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所をいう。
- (3) 看護師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条に規定する看護師をいう。
- (4) 准看護師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第6条に規定する准看護師をいう。
- (5) 就学支援対象者 この要綱の施行日から平成32年3月31日までに喜多方准看護高等専修学校（以下「准看護学校」という。）に入学した者で、当該入学の日において引き続き3年以上喜多方市の行政区域内に住所を有している者をいう。
- (6) 看護学校 准看護学校を卒業した者が看護師の資格を得るために進学した場合における進学先の学校をいう。
- (7) 翌年度内 基準となる日を始点とし、当該基準となる日の翌日から起算して1年を経過した日以後における最初の3月31日を終点とする期間をいう。
- (8) 就労支援対象者 平成26年4月1日から平成32年3月31日までに准看護学校を卒業した者であって、当該卒業の日を基準として翌年度内（当該卒業の日を基準として翌年度内に看護学校に入学した場合は、当該看護学校を卒業した日を基準として翌年度内）に喜多方市の行政区域内に所在する医療機関等に就職し、当該医療機関等（以下「就労医療機関等」という。）に看護師又は准看護師として当該就職の日から引き続き3年以上勤務（就労医療機関等に就職した日から起算して3年が経過する日の前に、専ら看護学校への進学のため就労医療機関等を退職した者で、当該看護学校を卒業後、当該卒業の日を基準として翌年度内に再度同じ就労医療機関等へ就職した者）にあつては、勤務期間を月単位で通算（就職した日の属する月を含み、退職した日

の属する月を含まない。)し、勤務期間が36か月となる月の末日までの勤務をもって引き続き3年勤務したものとみなす。)した者をいう。ただし、喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金支給申請の日以前に当該就労医療機関等を退職した者は除く。

- (9) 市内居住就労支援対象者 就労支援対象者のうち、就労医療機関等に就職した日から起算して1年を経過した日を始点とし、喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金支給申請日を終点とする期間において、当該期間中継続して喜多方市の行政区域内に住所を有している者をいう。
- (10) 市外居住就労支援対象者 就労支援対象者のうち、市内居住就労支援対象者以外の者をいう。
- (11) 就学支援給付金 就学支援対象者に対し支給する喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金をいう。
- (12) 就労支援給付金 就労支援対象者に対し支給する喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金をいう。
- (13) 公的身分証明書の提示等 次に掲げるいずれかの書類(有効期限がある書類は有効期限内のものに限る。)を提示すること又は当該書類の写しを提出することをいう。

イ 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書

ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、氏名及び出生の年月日又は住所(以下「個人識別事項」という。)が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市長が適当と認めるもの

ハ イ及びロに掲げる書類の提示又は当該書類の写しの提出を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類のうち2以上の書類

(イ) 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書

(ロ) (イ)に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって市長が適当と認めるもの(個人識別事項が記載されたものに限る。)

(喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金の支給)

第3条 市は、就学支援対象者及び就労支援対象者に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金を支給する。ただし、喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金の支給は、就学支援給付金及び就労支援給付金につ

き、それぞれ1回限りとする。

(喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金の額)

第4条 前条の規定により支給する喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、市長が定める額とする。

- (1) 就学支援給付金の額 准看護学校の入学金に相当する額
- (2) 市内在住就労支援対象者に対し支給する就労支援給付金の額 市内在住就労支援対象者が准看護学校に支払った授業料の総額（ただし、24か月分を超えて授業料を支払った場合は、最初の24か月分の授業料の総額とする。）の2分の1に相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）
- (3) 市外在住就労支援対象者に対し支給する就労支援給付金の額 市外在住就労支援対象者が准看護学校に支払った授業料の総額（ただし、24か月分を超えて授業料を支払った場合は、最初の24か月分の授業料の総額とする。）の3分の1に相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）

(申請受付開始日及び申請期限日)

第5条 就学支援給付金の支給申請受付開始日は、准看護学校に入学した日の翌日とし、申請期限日は、市長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、当該支給申請受付開始日から起算して6か月を経過した日とする。

- 2 就労支援給付金の支給申請受付開始日は、就労医療機関等に就職した日から起算して3年を経過した日の翌日とし、申請期限日は、市長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、当該支給申請受付開始日から起算して6か月を経過した日とする。

(支給の申請)

第6条 喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）により申請を行う。

- 2 申請者が就学支援給付金の支給を受けようとするときは、前項の申請書に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 准看護学校に入学した日を確認できる書類
- (2) 准看護学校に入学した日において引き続き3年以上喜多方市の行政区域内に住所を有していることを確認できる書類（市が住民基本台帳により確認することについて申請者が同意する場合を除く。）
- (3) 就学支援給付金の支給に係る振込口座がわかる書類

- 3 申請者が就労支援給付金の支給を受けようとするときは、第1項の申請書に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 准看護学校を卒業した日を確認できる書類
- (2) 就労医療機関等に勤務した期間を確認できる書類

- (3) 看護学校に入学した日及び看護学校を卒業した日を確認できる書類（看護学校に進学した者）
- (4) 就労医療機関等に就職した日から起算して1年を経過した日から喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金の申請の日までの期間中継続して喜多方市の行政区域内に住所を有していることを確認できる書類（市外居住就労支援対象者として支給を申請する場合及び市が住民基本台帳等により確認することについて申請者が同意する場合を除く。）
- (5) 就労支援給付金の支給に係る振込口座がわかる書類

4 申請者は、第1項の規定による申請の際、公的身分証明書の提示等により、申請者本人による申請であることを証するものとする。

（代理による申請）

第7条 申請者に代わり、代理人が喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出するものとする。この場合、市は、公的身分証明書の提示等を求めることにより、代理人が当該代理人本人であることを確認することとする。

2 市は、申請者が申請日時点において喜多方市の行政区域内に住所を有する場合であつて、代理人が申請日時点での申請者の属する世帯の世帯構成者である場合にあっては、住民基本台帳により代理権を確認するものとする。

（支給の決定）

第8条 市長は、第6条の規定により申請者から提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金支給決定通知書（様式第2号）により当該申請者に対し通知し、喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金を支給する。

2 喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金の支給方法は、当該申請者が指定した金融機関の口座に喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金を振り込む方式とする。

（給付金の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正な行為により喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金の支給を受けた者があるときは、その者から支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第10条 喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月15日から施行する。

喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金申請書兼請求書

(申請日) 平成 年 月 日

喜多方市長 様

(申請者)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男 女	昭和・平成 年 月 日	電話 ()

喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金の支給を受けたいので、喜多方市喜多方市看護職就学・就労支援事業実施要綱第6条第1項、第2項、第3項及び第4項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請(請求)します。

記

1 支給を申請する給付金及び支給金額の計算

○支給を申請しようとする給付金の「給付の別」欄の□内に○を記入してください。

○支給を申請しようとする給付金の「支給金額の計算の基礎となる額」及び「支給金額」欄にそれぞれ金額を記入してください。

○住所を確認できる書類の添付に代えて、市の担当者が申請者の住民基本台帳を閲覧することに同意する場合は、同意欄に記入、押印ください。

給付の別	支給金額の計算のとなる額	支給金額	添付書類
就学支援 □	喜多方市准看護高等専修学校の 入学金の額(①) 円	①に同じ 円	○喜多方准看護高等専修学校に入学した日を確認できる書類 ○喜多方准看護高等専修学校に入学した日において引き続き3年以上喜多方市の行政区域内に住所を有していることを確認できる書類 ○就学支援給付金の支給に係る振込口座がわかる書類
就労支援 (市内在住者) □	喜多方市准看護高等専修学校に 支払った授業料の総額(②) 円	②÷2 (千円未満の端数は切捨て) 円	○喜多方准看護高等専修学校を卒業した日を確認できる書類 ○市内の医療機関等に勤務した期間を確認できる書類 ○看護師の資格を取得するため進学した方は、進学先の学校に入学した日及び同校を卒業した日を確認できる書類 ○市内の医療機関等に就職した日(就職から1年以内の転入でも可)からこの補助金の申請の日までの期間中継続して喜多方市の行政区域内に住所を有していることを確認できる書類(市内在住者に対する就労支援給付金の申請の場合)
就労支援 (市内在住者 以外) □	喜多方市准看護高等専修学校に 支払った授業料の総額(③) 円	③÷3 (千円未満の端数は切捨て) 円	○就労支援給付金の支給に係る振込口座がわかる書類

同意欄	私は、私の住所地確認のため、市の担当者が私の住民基本台帳を閲覧することに同意します。	同意した日(同意欄記入日) 平成 年 月 日	申請者 Ⓜ
-----	--	---------------------------	----------

2 振込口座

金融機関コード	支店コード	預金種目	口座番号(右詰めでお書きください。)
		普通・当座	
金融機関名	支店名	(フリガナ)	口座名義人
銀行 金庫 組合	本・支店 本・支所		

3 代理人による申請を行う場合

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	代理人性別	代理人生年月日	代理人住所
	Ⓜ	男 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
委任欄	上記の者を代理人と認め、喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金の支給申請及び請求について委任します。	委任した日(委任欄記入日)	平成 年 月 日	申請者 Ⓜ

※申請にあたっては、喜多方市看護職就学・就労支援事業実施要綱の内容を確認し、手続きを行ってください。

平成 第 年 月 号
日

様

喜多方市長

喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金支給決定通知書

平成 年 月 日付けで申請があった喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金について、喜多方市看護職就学・就労支援事業実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり支給を決定しましたので通知します。

記

- 1 給付の別 就学支援 ・ 就労支援（市内在住者） ・ 就労支援（市内在住者以外）
- 2 給付金の額 金 _____ 円